

議会改革推進特別委員会からの報告

《議会日程見直し案の視点》

【問題意識】

1. 議案配布後に、各議員が十分に議案を読み込む時間が確保されていない。
2. 常任委員会において、議案に関連しての調査は足並みがそろっていない。
3. 議案における課題、論点をよく理解し、特別委員会での議論を活性化したい。

【方策】

1. 定例会の日程に各常任委員会の調査会を設定し、必要に応じて当局から議案の内容や事務事業について聞き取る。
2. 予算等審査（決算）特別委員会の前段に、各常任委員会の調査を経て明らかになった論点を示し、議員間でその整理、あるべき方向性を議論する。
3. 予算等審査（決算）特別委員会においては、必要に応じて委員長が議員間討議の場を設ける。
4. 予算等審査特別委員会の予備日を設け、十分に議論を尽くす。

【常任委員会調査】基本条例第 14 条（委員会の活動）

1. 調査日程を 3 日間設け、各常任委員会の調査を 1 日ずつ午前中に設定する。
2. 調査は、所属以外の議員も傍聴できる。
3. 調査をした日の午後、及び他の時間帯に、必要に応じて常任委員会を開く。
4. 課題、論点を抽出し、直ちに議長に申し出る。

【論点整理】基本条例第 10 条第 2 項（政策等の説明および審議）

1. 各常任委員会の調査を経て、議案において論点となる部分があった場合、各常任委員長からの申し出で、議員全員で論点の内容を確認し、問題点を整理し、特別委員会の審査に臨むにあたって、共通理解を図る。会議は協議の場としての議員全員協議会となる。

【議員間討議】基本条例第 13 条（議員相互間の討議）

1. 特別委員会での審査を進める中で、委員長の判断で当局に退席を求め、委員間の意見の違いや、現状や課題の捉え方の違いを、委員のみで討議し、議会としての一定の結論を得るもの。ただし、少数意見があったことも確認する。委員会記録に残し、遠野テレビでも中継する。

【その他】

1. 論点整理及び委員会予備日については、必要が生じなければ休会となる。

議員間討議を組み入れた審議のフローチャート

